

キッズ&ベビー保育園大和田園 重要事項説明書及び契約書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	PHIL・コンサル株式会社
事業者の所在地	さいたま市見沼区大和田町 1-939
事業者の電話番号・FAX	電話：048-685-6699 FAX：048-685-4442
代表者氏名	代表取締役 小林 二三枝
定款の目的に定めた事業	・保育所の経営 ・それに付帯する運営並びに経営コンサルタント業務

2 事業の概要

種別	さいたま市認定ナーサリールーム		
施設名称	キッズ&ベビー保育園大和田園		
所在地	さいたま市見沼区大和田町 1-939		
電話番号・FAX	電話・FAX：048-685-6444		
施設長名	清野 宏美		
開設年月日	平成 20 年 1 月 1 日		
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児
	3人	4人	5人
	3歳児	4歳児	5歳児
	5人	5人	4人
取り扱う保育事業	月極保育、二重保育、一時預かり保育、延長保育		

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積	195.6 m ² *建物全体の敷地面積です		
園舎	構造	軽量鉄骨造 2階建ての 1階 延床面積 135.8 m ²	
	延床面積	135.8 m ²	
施設設備の数と面積	乳児室	1室	10.0 m ²
	保育室	1室	114.7 m ²
	調理室	1室	4.7 m ²
	屋外遊戯場	1室	81.0 m ² (代替場所 大和田東公園)

当施設は、児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第 59 条の 2 に基づき、さいたま市の設置届出を義務付けられた施設です。

*当設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令等を受けた事はありません

設置届出先 さいたま市役所 子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課

4 事業の目的、運営方針

目 的	当園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育を行います。
運 営 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供に当たっては、当園を利用する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。 ・保育に関する専門性を要する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ・利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携をはかりながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めます。 ・さいたま市認定ナーサリールームの設備及び運営に関する基準を定める条例、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

5 職員体制

施 設 長	1 人 （資格：保育士）
保 育 士	6 人 （常勤： 6 人、非常勤 1 人）
調 理 員	1 人 （常勤： 人、非常勤 1 人）

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日、祝日、12/29～1/3

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後8時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間

月曜日から金曜の保育時間	午前7時30分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間	午前7時30分から午後6時00分まで
時間外保育時間	朝：無 夕：午後18時00分から午後20時00分まで（土曜日は実施していません）

8 利用料金

キッズ&ベビー保育園大和田園

令和6年 4月改訂版

月極め 7:30-18:00

		0・1	2	3・4・5	(4/1時点の年齢で計算)
入園金			15,000		
年会費			6,000		
防災頭巾			1,000		初回のみ
イベント費			1,500		年/1回(月割り無し)
歯科検診代			500		年/1回検診月
月謝	月一金	55,000	55,000	57,000	
	月一土	60,000	60,000	62,000	
給食費		2,000	2,000	6,000	
冷暖房費			1,200		4,5,10,11月は除く
延長	18:00~18:30		400		
延長	18:30~19:00		500		18:30以降は捕食150円
延長	19:00~19:30		600		
延長	19:30~20:00		600		

二重保育料

		3・4・5	(4/1時点の年齢で計算)
月一金 14:00-18:00		41,300	
月一金 朝+14:00-18:00		48,300	
おやつ代		1,700	
冷暖房費		1,200	4,5,10,11月は除く
延長	18:00~18:30	400	
延長	18:30~19:00	500	18:30以降は捕食150円
延長	19:00~19:30	600	
延長	19:30~20:00	600	
半日保育		1,300	

土曜保育・一日保育

		0・1	2	3.4.5	
7:30-18:00			4,500		1日料金

一時預かり

		会員	非会員	その他
年会費		6,000	不要	食事:1回 300円18:30以降は捕食150円
保育時間	7:30-18:00	900	1,100	おやつ:1回 150円
	18:00-20:00	1,100	1,500	ミルク:1日 300円(持込:不要)

※ 一時預かり以外、曜日および時間が申込時と異なるときは、一時預かり料金を適用する

9 支払方法

*原則銀行振込 (相談後現金園持参) 支払期日 当月末日

10 提供する保育・教育の内容

・児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

・年齢、月齢に応じて必要な、基本的な生活習慣や社会的ルールを無理なく身につけ、個性を育てていく。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	
7:30	開園
7:30	保育標準時間（11時間）開始 順次登園 ↓
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園
9:15	おやつ
10:00	遊び（室内外）・散歩 ↓
11:15	食事（年齢によって前後します）
12:15	お昼寝 （年齢によって前後します）
15:00	目覚め おやつ
15:30	遊び（室内）
16:30	保育短時間終了・順次降園
18:00	保育標準時間終了
20:00	閉園

お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある公園や施設などにお散歩に行きます。

<全体的な計画><保育理念・保育方針・保育目標>

保 育 理 念	子どもの成長を温かく見守りつつ、少しでも子育てのお手伝いが出来る園を目指します。
保 育 方 針	健やかで、全てのものに慈しみの心を持ち自立性・協調性を育み、どんな環境でも対応できるたくましい人間に育てます。
保 育 目 標	・元気にあいさつできる子・お友達と仲良く遊べる子 ・思いやりのある子・自分で考え行動する子
保 育 計 画	
0 歳 児	保育士などのかかわりの中で、人への信頼感が育つ。 ひとりひとりの生活リズムをととのえ、基本的な生活習慣を養う
1 歳 児	安心できる保育士などの関係のもとで、自分でしようとする気持ちが芽生える。

2 歳 児	保育士などや友達とかかわる中で、伸び伸びと自己表現しようとする。
3 歳 児	健康で安全な環境の中で、基本的な生活習慣が身につけられるようにする。
4 歳 児	保育士などや友達と一緒にあそびながら、つながりを広げ、集団としての行動ができるようになる。
5 歳 児	相手を許したり、考えを認めたりする社会生活に必要な基本的な力を身につける。
そ の 他 (年 間 行 事)	おたのしみ会、運動会ごっこ、いもほり遠足、クリスマス会、その他

11 給食等について

<給食の提供にあたって>

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供いたします。

- 1 当園の施設内において調理します。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとします。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮します。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めます。

<アレルギー対応について>

当園は、さいたま市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応（除去食優先します）
- ・生活管理指導表の提出、除去食の提供

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・お昼寝用バスタオル・敷きパット
- ・食事用エプロン2枚
- ・避難靴と避難用の靴下
- ・書類関係一式

(2) 毎日持参いただくもの

- ・着替え
- ・連絡帳（ある場合のみ）

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎきしやすい服装
- ・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・特になし

13 登園・降園について

登園・降園にあたっては、次の点に留意してください。
園児の送迎時は、目を離さないようにしてください。
又、保護者以外の方のお迎えは必ず事前に連絡をください。

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳
- ・園だより など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

さいたま市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 6 月さいたま市条例第 47 号。）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2回（6月、11月）
歯科健診	全園児	1回（6月）

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・体温測定（お昼寝後、その他）
- ・発熱時の対応（首や足の付け根などの体温調整等）
- ・水分補給

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・園での予防対策
- ・発生した場合の連絡（出入口での保護者への掲示） など

17 障害児保育について

- ・障害児保育を実施する場合の方針、留意点 など
- 専門の機関、または役場との連携を行いながら適切な保育をします。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・医療的ケアが必要な児童を保育する場合の留意点、体制
- 保護者（医療機関）との話し合いの中、適切な保育計画を作成してそれに伴った保育を行います。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	小野田クリニック
医 院 長 名	小野田 敦浩
所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区大和田町 1-937
電 話 番 号	048-812-7071

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	大和田駅前朝霧歯科クリニック
医 院 長 名	朝霧志保
所 在 地	埼玉県さいたま市見沼区大和田町 2 丁目 1 3 1 6 - 1
電 話 番 号	048-683-6381

21 避難場所

保育所近隣の避難場所は次のとおりです。

第 1 避難場所	大宮商業高校
第 2 避難場所	大宮商業高校

22 緊急時における対応

◇緊急時における連絡先

医療機関	: 小野田クリニック医院（提携医療機関）	048-812-7071
管轄の交番	: 大和田交番	048-683-4247
管轄の消防署	: 見沼消防署	048-681-0119

事故等の報告先 : さいたま市役所幼児政策課 048-829-1859
 設置法人本部 : PHIL・コンサル株式会社 048-685-6699

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

23 非常災害時の対策

◇災害時における関係機関の連絡先等

避難場所 : 大宮商業高校 048-683-0674
 管轄の警察署 : 埼玉県警察大宮東警察署 048-682-0110
 管轄の消防署 : 見沼消防署 048-681-0119
 設置法人本部 : PHIL・コンサル株式会社 048-685-6699

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する

とともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	五十嵐 一樹
消防計画届出	年1回機器点検及び総合点検所轄に提出
避難訓練及び消火訓練	火災や地震、風水害を想定した訓練を月2回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

◇保護者との連絡方法

伝言ダイヤル（171番）の活用を致します

事前にご提出いただいている緊急連絡先にお電話します。

24 保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・傷害保険
保険の内容	施設賠償・生産物賠償
保険金額	施設賠償 1名 5千万円、1事故 3億円 生産物賠償 1名 1億円、1事故 3億円 傷害保険 死亡 3千万円 入院 3万円/日額

25 業務の質の評価について

保育事業の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年1回、自己評価を実施
-----------	---

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	氏名 小林 二三枝 電話番号 048-685-6699
相談・苦情受付担当者	氏名 清野 宏美 電話番号 048-685-6444

受付方法：面接、電話、などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

27 地域の育児支援について

<ul style="list-style-type: none">・役所などの子育て支援のイベント等の掲示や告知など・職員などのイベント参加など
--

28 その他保護者に説明すべき事項

・個人情報保護のついて

- 1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- 2 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際は、利用乳幼児の保護者の同意を得るものとします。

・虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 当保育園は虐待の防止のためのマニュアルを作成し、研修等がある場合も積極的に参加していきます。